

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和6年（2024年）1月25日（諮問第230号）

答申日：令和7年（2025年）3月28日（答申情第190号）

事案名：特定のアクセス職員コードが付番された職員の氏名等が分かる文書の全部不開示決定に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、特定のアクセス職員コードが付番された職員の氏名等が分かる文書について、令和5年（2023年）7月3日に行った全部不開示決定は妥当である。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和5年（2023年）5月18日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「アクセス職員コード「〇〇〇」である職員の氏名及び令和4年度（2022年度）の所属部署名が分かる文書」という内容の行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 令和5年（2023年）7月3日、実施機関は、本件開示請求に該当する行政文書（以下「本件対象文書」という。）として、「人事履歴（アクセス職員コード『〇〇〇』である職員の氏名及び令和4年度の所属部署名が分かる文書）」を特定し、その内容全てが条例第7条第2号（個人に関する情報）の規定に該当することを理由に全部不開示決定（以下「原処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和5年（2023年）10月3日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して原処分を不服とする審査請求（以下「審査請求」という。）を行った。
- 4 令和6年（2024年）1月25日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「当審議会」という。）に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨

不開示とした県職員の氏名及び職の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、令和4年（2022年）9月1日、実施機関の畜産課に対し、実施機関の開設するウェブサイトを通じて、家畜商免許についての問合せ（以下「本件問合せ」という。）をしたが、回答は得られなかった。そこで、審査請求人は諸々の開示請求を行い、実施機関の畜産課が本件問合せを削除したことが判明するとともに、アクセス職員コードの開示を受けた。

開示を受けたアクセス職員コードを基に、実施機関に対し、本件開示請求を行ったところ、条例第7条第2号に該当することを理由に原処分を受けた。

本件問合せを削除した職員（以下「当該職員」という。）の氏名は、条例第7条第2号ただし書ウに規定する職務遂行に係る情報であり、不開示とする事項から明確に除外されている。

このことは、「熊本情報公開条例解釈運用基準」（以下「解釈運用基準」という。）にも明示されており、極めて恣意的な情報の隠蔽であり、不当で違法である。

原処分により、審査請求人は、当該職員の氏名及び職を知る権利を侵害されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書及び説明聴取等によると、おおむね次のとおりである。

1 事案の経緯について

審査請求人は、令和4年（2022年）9月1日、実施機関の畜産課に対し、実施機関の開設するウェブサイトを通じて、本件問合せを行ったが、回答は得られなかった。そこで、審査請求人は令和5年（2023年）4月26日、本件問合せに関するメールシステム及び文書管理システムの動作記録（ログ）について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項に基づく保有個人情報の開示請求を行った。

実施機関は同年5月10日付けで部分開示決定を行い、文書管理システムのログの一部（アクセス職員コードを含む。）を開示した。審査請求人は開示を受けたアクセス職員コードに基づき本件開示請求を行った。

2 本件対象文書について

審査請求人は、文書管理システムで使用している特定のアクセス職員コード

が付番された職員の氏名及び令和4年度(2022年度)の所属部署名が記録された文書の開示を求めており、アクセス職員コードと同一の職員番号、職員の氏名及び令和4年度(2022年度)の所属部署がともに記載されている「人事履歴」を本件対象文書として特定した。

3 条例第7条第2号(個人に関する情報)該当性について

(1) 条例第7条第2号本文前段該当性について

条例第7条第2号は「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)」について不開示とする旨を規定している。

人事履歴は、県の機関における人事情報等を管理するため、職員ごとに作成される。その記載内容は、職員氏名、職員の採用から現在に至るまでの人事に係る発令内容及び発令年月日等があり、発令内容には、職務及び職位に加え、給与の号級や昇任の履歴等も含む。

これらは相互に関連性のある一体不可分の情報と認められ、その全てが一体として、当該職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号本文前段の規定に基づき不開示とした。

(2) 条例第7号第2号本文後段該当性について

アクセス職員コードは、地方職員共済組合の組合員証番号と同一の番号である。組合員証番号は、職員が健康保険や年金の給付等を受けるために使用される情報であり、職員の健康や財産等に係る情報を管理する重要な番号である。

したがって、特定のアクセス職員コードとともに当該職員の氏名を開示した場合、これらの情報が不正に利用されることにより、当該職員の財産的な権利利益を害するおそれがある情報にも該当し、同号本文後段の規定に基づき不開示とした。

(3) 条例第7条第2号ただし書ウ該当性について

同号ただし書ウでは、「公務員等の職務の遂行に係る情報であって、当該職員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は開示する旨を定めている。なお、解釈運用基準では「職務の遂行に係る情報」について、「公務員等が所属する機関の一員として、その組織上の地位に基づいて所掌する事務事業に関して、当該事務事業を実施したことにより記録された情報」としている。

人事履歴に記載された内容は、実施機関の人事管理のため、職歴等の人事情報について職員ごとに作成されたものであって、当該職員がその組織上の地位に基づいて所掌する事務事業に関して記録された情報ではなく、「職務の遂行に係る情報」とは認められず、同号ただし書ウには該当しない。

第5 当審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、原処分
の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 原処分について

実施機関は、本件開示請求の内容から、「人事履歴（アクセス職員コード『〇〇〇〇』である職員の氏名及び令和4年度（2022年度）の所属部署名が分かる文書）」を特定し、その記載内容全てが一体として特定の個人を識別できる情報であること、また当該個人の財産的な権利利益を害するおそれがあることを理由に条例第7条第2号に基づき、全部不開示決定を行った。

2 原処分の妥当性について

（1）条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、次の情報を不開示情報として規定している。

個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア（中略）

イ（中略）

ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（中略）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

（2）条例第7条第2号該当性について

審議会が確認をしたところ、人事履歴には、実施機関の職員の氏名や採用から現在に至るまでの人事に係る発令内容等が記載されていることが認められ、その内容全てが一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、同号前段に該当すると認められることから、同号後段該当性について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ここで、審査請求人は当該職員の氏名は同号ただし書ウに該当し、開示すべきと主張しているため、同号ただし書ウ該当性について検討する。

同号ただし書ウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び氏名を同号本文の不開示情報から除くものである。「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が県の機関の一員として、その組織上の地位に基づいて所掌する事務事業に関して、当該事務事業を実施したことによ

り記録された情報をいうものであり、当該情報は当該公務員等の具体的な職務の遂行と直接の関連を有するものと解される。

本件対象文書は人事履歴であって、当該職員がその組織上の地位に基づき所掌する事務を実施したことにより作成されたものではないため、当該職員の具体的な職務の遂行との直接の関連を有しない文書である。

したがって、人事履歴に記載された当該職員の氏名は同号ただし書ウに該当せず、同号ただし書ア及びイいずれにも該当しないため、同号に基づき不開示とした原処分は妥当である。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和6年（2024年） 1月25日	・ 諮問（第230号）
令和6年（2024年） 11月27日	・ 審議
令和6年（2024年） 12月25日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和7年（2025年） 3月11日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長 馬場 啓
委 員 大日方 信春
委 員 甲斐 郁子
委 員 齊藤 信子
委 員 関 智弘